

令和2年東郷町教育委員会9月定例会	
日時	令和2年9月28日(月) 午後1時30分 開会 午後2時10分 閉会
場所	東郷町役場 2階第4会議室
出席委員	教 育 長 中根 一郎 教育長職務代理者 小出 直美 委 員 近藤 万友美 委 員 奥谷 美香 委 員 石田 守良
欠席委員	なし
説明のため に出席した 職員の氏名	教 育 部 長 樋口 美紀 学校教育課長 荻野 直樹 生涯学習課長 坂野 丈就 給食センター所長 大原 貴浩 指 導 主 事 高木 一彦
会議録作成職員	学校教育課長 荻野 直樹
会議録署名委員	中根教育長 奥谷委員
教育長の報告	校長への指導事項等について
報告事項	(1) 9月校長会について(学校教育課) (2) 後援名義の使用許可について(学校教育課) (3) 要保護・準要保護児童生徒数について(学校教育課)
議題	議案第34号 東郷町立小中学校における医療的ケア事業実施要綱の制定について(学校教育課)
傍聴者	なし

部長	<p>定刻となりましたので、ただいまから東郷町教育委員会 9 月定例会を開会します。</p> <p>会議の進行につきましては、教育長からお願いします。</p>
教育長	<p>それでは会議を進めてまいります。</p> <p>会議の日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりです。</p> <p>日程第 1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長を指名します。</p> <p>次に日程第 2、会議録署名委員を指名します。わたくし教育長と奥谷委員を指名したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>全員異議なし</p>
教育長	<p>異議なしとのことですので、9 月定例会の会議録署名委員は、わたくし教育長と奥谷委員とさせていただきます。</p> <p>次に日程第 3、教育長の報告です。</p>
教育長	<p>校長等への指導事項です。</p> <p>1 の不祥事防止関係については、(1)から(3)の事例を挙げ今後も教職員の不祥事が起こらないよう指導をお願いしました。</p> <p>2 の児童生徒関係の事故・事件については、道路からの飛び出しで車との接触事故があり交通安全の指導をお願いしました。</p> <p>また、8 月は川や海での水難事故が全国で多発し 9 月に入っても暑い日が続くと思われますので、家族での外出時、水辺で遊ぶ場合は十分注意するよう指導をお願いしました。</p> <p>3 文部科学省・県の動きについては、9 月 3 日に改定された新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」に従い引き続き、感染防止をお願いしました。</p> <p>(2)につきましては、気象庁が 9 月 10 月は平年より気温が高いと予想しているので、新しい生活様式における熱中症予防行動のポイントを挙げ、熱中症対策と緊急措置を確認しました。</p> <p>4 の防災関係では、9 月は台風の発生が多く、上陸することが予想されますので、警報発表時の児童生徒、保護者への対応を確認しておくよう指導しました。</p> <p>5 の依頼事項では、新学期が始まり子どもたちの観察をお願いし、問題を持つ子供を担当している教員にも配慮をするようお願いしました。</p> <p>(2)宿泊を伴う行事が始まり、事故のないよう、子どもたちへの目配りをお願いしました。</p> <p>行事が終わった学校からの事故の報告はありません。</p> <p>なお、修学旅行は、全中学校、東郷小学校、諸輪小学校、兵庫小学校が終了し、キャンプは、東郷中学校、春木中学校が終了しました。諸輪中学校のキャンプは、会場の都合により中止となりました。</p>
教育長	<p>教育長からの報告は以上です。</p> <p>質問がありましたらお願いします。</p>

委員	質問・意見なし
教育長	質問もないようですので、以上で教育長の報告を終わります。 次に、日程第4、報告事項に入ります。 事務局から説明をお願いします。
指導主事	<p>(1) 9月校長会について</p> <p>例年より短い夏休みとなりましたが、休み中は特に大きな問題もなく子どもも教職員も過ごすことができました。おかげで、小中ともに9月の始業式を無事に迎えることができました。文部科学省から9月3日付けで改訂のあった「学校の新しい生活様式」をよりどころに、町内各校共通認識のもと、2学期の学校運営を進めています。</p> <p>中学校の修学旅行は、3中とも大きな事故やけが、病気もなく、無事に終わることができました。行き先を東京から山梨・長野県方面に変更し、道中あるいは行く先々において感染症対策を施した上での実施となりました。例年にはない制限の多い中での旅行となりましたが、生徒たちの思い出づくりにふさわしい行事となりました。</p> <p>小学校では、春木台小学校以外の5校が野外活動に、東郷、兵庫、諸輪の3校は修学旅行に出掛けました。何とか天候にも恵まれ、また大きな問題もなく、計画していたすべての活動に取り組むことができました。こちらも感染症対策を施した上での実施となりましたが、子ども同士が協力性を磨き合い、思い出に残る行事となりました。</p> <p>今年度は、運動場を使う機会が少ないことがあり、各校より芝生の伸びや草の多さが目立つという報告がありました。そんな中、感染症対策に気遣いながら夏休み後半から9月にかけてPTA活動・地域との連携による、校庭整備、樹木伐採、草刈り、メンテナンス等が行われました。各校からは、家庭・地域の協力に感謝の言葉が伝えられました。</p> <p>今年度9月に予定していた、JETプログラムALT2名の新規来日は、新型コロナウイルスの世界的流行の影響で、今のところありません。来日期限であるあさって30日を過ぎると、今年度の新規来日は中止となります。その場合は、10月以降も現在と同じ配置で進めていきます。次年度以降の配置計画も変更せざるを得ない状況です。</p>
学校教育課長	<p>(2) 後援名義の使用許可について</p> <p>資料1ページをご覧ください。</p> <p>令和2年8月15日から令和2年9月18日までに申請がありました案件は2件で、昨年8月の申請と同様の内容でした。</p>
学校教育課長	<p>(3) 要保護・準要保護児童生徒数について</p> <p>資料2ページをご覧ください。</p> <p>令和2年8月15日から令和2年9月18日までに新たに認定した件数は、5件で、現在の認定者は195件、うち要保護6件、準要保護189件でした。</p> <p>今回の5件ですが、学校に配布した制度周知のちらしを見て、窓口に相談に見えた方が全てでした。なお、認定の要因としては、新型コロナウイルス</p>

	<p>感染症に伴う収入減の影響が2件、所得が少ない家庭が3件でした。</p> <p>また、学年ですが、小学校の2年生が1件、3年生が1件、5年生が1件、6年生が2件です。</p>
教育長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>質問・意見なし</p>
教育長	<p>質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。</p> <p>次に日程第5、議題に入ります。</p> <p>議案第34号 東郷町立小中学校における医療的ケア事業実施要綱の制定について、事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>東郷町立小中学校における医療的ケア事業実施要綱の制定について 東郷町立小中学校における医療的ケア事業実施要綱を別紙のとおり定めるものです。</p> <p>この案を提出するのは、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、安全かつ適正な東郷町立小学校及び中学校における医療的ケア事業を実施することについて必要な事項を定める必要があるからです。</p> <p>資料4ページをご覧ください。</p> <p>平成23年6月22日の介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布を受け、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、一定の研修を修了し、喀痰吸引等の業務の登録認定を受けた介護職員等を「特定行為業務従事者」とし、一定の条件の下に特定の医療的ケアを実施できるようになりました。</p> <p>本町においても、来年度、再来年度において予定される対象となる子どもがいるため、今回、事業実施要綱を制定し、備えるものです。</p> <p>要綱の主な内容ですが、第2条では、医療的ケアを喀痰吸引、経管栄養、導尿その他の医師の指導に基づき日常的に家庭で行われている医行為で当該医療的ケア児の主治医が学校において実施することに支障がないと認めれたものをいいます。</p> <p>第3条において、事業の内容は、医療的ケアを受けようとする児童生徒の保護者からの申請により、主治医の意見に基づき、看護師が必要な医療的ケアを行うものです。</p> <p>第4条において、対象となる者は、町内の小中学校に通学する、又は予定している医療的ケアを必要とする児童生徒です。</p> <p>第6条では、医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者から申請を受け、教育委員会は、事業の実施について検討するため、医療的ケア検討委員会を置くこととし、通学予定の校長、教頭、養護教諭及び担当教諭、その他必要と認める者で構成する委員で検討することとします。</p> <p>第9条において、教育委員会は、看護師を配置するものとする。</p> <p>第10条において、配置された看護師は、主治医に個別研修を行い、指示書及び個別マニュアルを作成し、校長の指示、監督の下、医療的ケアを実施する。</p>

	<p>第13条において、当該医療的ケア児の主治医の指示、保護者から申出があったときは、事業実施を中止することとします。</p> <p>施行期日は、令和2年10月1日から施行します。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第34号について、審議をお願いします。
委員	第6条第6項に規定されている「検討の結果をまとめ」とは、何をまとめるのですか。
学校教育課長	医療的ケア検討委員会での検討結果を指します。
委員	医療的ケア検討委員会は、都度開催ですか、それとも定期開催ですか。
学校教育課長	都度開催します。
委員	検討の結果、実施の可否はどこが決定するのですか。
学校教育課長	第7条のとおり、教育委員会が実施の可否を決定します。
委員	申請から検討会を開き、教育委員会が決定するまでに時間がかかりすぎるのではないですか。
学校教育課長	スピード感をもって取り組めるようにします。
委員	第10条第5項に、看護師が医療的ケアを一時中断又は中止し、保護者の指示を受けるとありますが、主治医の意見は受けないのですか。
学校教育課長	第6項のとおり、看護師が主治医の承認を受けることになっています。
委員	保護者にわかりやすい資料を作成してください。
学校教育課長	わかりました。
教育長	<p>ほかに質問もないようですので、議案第34号 東郷町立小中学校における医療的ケア事業実施要綱の制定について、採決に入ります。</p> <p>議案第34号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	全員挙手
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第34号 東郷町立小中学校における医療的ケア事業実施要綱の制定については、原案のとおり可決します。</p> <p>9月定例会の日程は、これですべて終了しました。</p> <p>これを持ちまして、閉会といたします。それでは、事務局にお返しします。</p>